

国立大学法人和歌山大学特別教員制度に関する規程

制 定 平成26年11月28日

法人和歌山大学規程第1565号

最終改正 令和 2年 3月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学（以下「本学」という。）の機能強化及び教育研究水準の高度化のために、特別の役割を担う教員（以下「特別教員」という。）について必要な事項を定める。

(特別教員の種類)

第2条 特別教員の種類は以下の各号のとおりとする。

(1) 主幹教授 本学の機能強化に資する者で、顕著な教育研究等の業績を有する教授

(2) 学術研究員 本学の機能強化に資する者で、プロジェクト研究等において重要な役割を果たすことのできる顕著な教育研究実績を有する学術研究員

2 前項第1号において、学長が特に優れた業績を有すると認めた者は、特別主幹教授と称することができる。

(採用及び任命)

第3条 特別教員の採用及び選考（本学教員に公募する場合を含む。）は原則として公募によるものとし、本学の教員としての資格を有する者の中から、国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会の議を経て、学長が任命する。

(給与)

第4条 特別教員の給与は年俸制とし、国立大学法人和歌山大学教職員年俸制給与規程の定めるところによる。

(退職手当の不支給)

第5条 特別教員には、本規程の適用を受ける期間に係る退職手当は支給しない。

(就業規則の適用)

第6条 この規程に定めるもののほか特別教員の就業については、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則を適用する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、特別教員制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月28日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2245号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。